

第3回東大阪市住工共生まちづくり審議会 議事要旨

日 時	平成26年2月24日（月）16:00～17:30
場 所	クリエイション・コア東大阪南館3階 研修室B・C
出席者	<p>（東大阪市住工共生まちづくり審議会委員） 植田委員、川口委員、西村委員、原田委員、平本委員、舟橋委員、前田委員、丸谷委員</p> <p>（住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員（説明員として出席）） 企画室 永井室長（中野室次長の代理）、固定資産税課 杉本課長、経済部 大林部長、米谷次長、モノづくり支援室 鶴山室長、公害対策課 田川課長、建設企画総務室 毛登山室次長、都市づくり課 藤埜課長、建築指導室 立神室長、開発指導課 須田課長</p> <p>（事務局） 経済部 大林部長 モノづくり支援室 巽次長、本田主査 製造業事業所等立地調査にかかる委託業者担当者</p>
案 件	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 モノづくり推進地域の指定について 2 平成26年度 住工共生のまちづくりの推進に関する施策案について 3 第2次調査の結果報告と今後の動きについて <p>審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施策等の実施状況について
会議の公開及び傍聴人の数	公開／傍聴人0名（報道関係者1名）
議事要旨	<p>○進行役：モノづくり支援室次長 開会</p> <p>○報告事項1. モノづくり推進地域の指定について （事務局）資料1-1から1-4に基づいて説明 （会長）質問があればお願いします。 （委員）載っている以外の準工業地域はないのか。 （事務局）準工業地域のうち、約91%がモノづくり推進地域であり、約9%はモノづくり推進地域から外れている。 （説明員）条件の2番のところですが、2ポツのところ、準工業のうち流通業務地区は除外するとあって、その上で他法令で用途規制がされている地域とはどういう意味か。 （事務局）流通業務地区は流通のための指定を受けているので、モノづくりの集積を図るといふのは齟齬があるということで指定から外している。 （説明員）流通業務の市街地に関する法律という中で、住宅は基本的にはダメということも踏まえてということで、プラス流通業務地区は流通に資する</p>

ところなので住宅建築は好ましくないという2つの柱で考えているという解釈ですね。

(事務局) そうである。

(委員) 資料1-1の下から5行目ですが、平成27年度の用途地域指定に合わせてとあるが、もうすぐなので実際には検討を始めているのではないのか。

(説明員) 検討は進めている。その中で具体的に工業地域を別の用途に見直す区域については現在ございません。ただし、平成26年度に一部について、別の事業で都市計画道路の見直しを進めている。その中で都市計画道路が用途地域の界線となっている場所について、例えば、都市計画道路八尾枚方線は用途地域の境界線となっているが、府で廃止が検討されている。廃止になれば、道路の東方50m離れたところが準工業地域のラインとされているが、今ある道路から50mとなるため、若干準工業地域が減ることになる。平成26年の4月もしくは5月に都市計画審議会が開催される予定で検討している。平成27年度の用途地域の見直しにおいては、工業地域の見直しは現在検討していない。

(会長) 工業地域については考えていないが、準工業地域については道路の見直しで一部変更があるということか。

(説明員) 工業地域も準工業地域も平成26年度に道路の見直しで連動して見直される部分はある。土地利用の変動に伴う用途地域の変更については、27年度で工業地域では予定していないが、準工業地域については、先ほどあったキの部分のようなモノづくり推進地域から外れたところは住居地域に変更していくことを検討している。案がまとまりましたらこの審議会でもご提示させていただきたいと考えている。

(会長) 必要な部局で連携や情報共有をして見直しを検討していってもらうようお願いしたい。基本的には11月の審議会で議論された内容に基づいて、審議会の意見ということで市に提出する前には委員の皆様を確認を取って私の名前で出した。出した内容に基づいて、市が追加指定を行ってプレス発表をした。新聞等でもかなり取り上げられ、一定の反響はあったと思う。審議会の議論の内容は、今後も意見という形でまとめて適宜出していくということになると思う。審議会では答申するということが多いが、適宜必要な場合に柔軟に提出していくということで進めていきたい。

○報告事項2. 平成26年度 住工共生のまちづくりの推進に関する施策案について

(事務局) 資料2について説明

(会長) ただいま説明があった内容につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。金額等が書いていないので、申し訳ないが。

(委員) 時限措置は期間がどれくらいか。また、モノづくりプレートはどこかの資料で拝見したが、事業1つ1つにつくるのか。

(事務局) プレートについては、現在イメージ段階だが、地域にモニュメント的に立てたいと考えている。

(委員) 東大阪の住居表示は水色でやっているが、準工業地域や工業地域であれば行政も色を変えて、日曜に家を見に来たら赤色であればここは工業地域とわかるので、そのようにしてあげれば、お互い理解が深まると思う。

住居地域も水色で同じなので、要望かどこかの中に加えてもらいたい。

(事務局) 以前からそのような要望をいただいているので、関係部局と話を詰めていきたいと思う。

(会長) プレートは一度作るとなかなか変えられないので、せっかくだらしっかりしたものをつくっていただきたいし、どこかで意見が言える場があれば言ってもらいたい。時限措置については、今のところ何年と言えないということで、いずれはっきりするというのか。

(事務局) そうしていきたいと考えている。

(委員) 工場を持っている会社であれば、この場に参加していると分かりやすいが、どうやって周知するのかということは、回覧板で周知しますというのは、これを知ったり活用したり、意見を出したりする機会が持てないのはもったいないし、そのためにどうするのが非常に難しいという想いを持っている。

(事務局) 我々も企業様に知ってもらうのが大事で、あらゆるツールを使いながら広報活動を進めていきたい。相隣環境対策補助金などは、苦情発生時に対応している公害対策課などを通じて広く周知していきたい。

(委員) 苦情が起きないようにすることが大事とも考えており、発生する前に、周知をしていきたいと考えている。

(事務局) 今後の課題として検討していきたい。

(会長) 後で政策全般についてご意見をいただく時間を設けているので、この場で言えなかったことなども後ほどお願いしたい。

○報告事項3. 第2次調査の結果報告と今後の動きについて

(事務局) 資料3-1について説明

(会長) 現段階では2次調査をどういう形で利用するのか、方向性がまだ見えていないということで、報告事項になっている。本来ならば、結果からどうしていくかを審議していくところだが、調査の拒否が多くて回答率が低かった。回答者も地権者ではなく利用者であったということもあり、データが使いにくいということがある。それ以外に、回答していただいた内容についてもどういうふうに判断していくかももう少し検討していかないといけない数字も結構あるので、もう少し時間をおいて活用していきたいということが挙げられた。何か質問があればお願いします。例えばなぜ拒否がこんなに多いのかという理由など。

(事務局) 忙しいのでということと、事業所でアンケートがいろんなところに来るので堪忍してほしいというところ、1人、2人で事業をやっているで時間を取れないので拒否ということもあった。

(会長) これについての活用は来年度に引き続き行っていきたいが、何か聞きたいことがあれば。

(委員) 何か所かで工業専用地域になればという文言がヒアリング結果で出ているが、たぶん誤解されていると思うが、工業専用地域になれば土地の値段が下がるしデメリットの方が多いとか、売却する時に土地の値段が下がったら困るという結果が出ているが、どういう聞き方をしたらこのような結果になったのか少し聞きたい。

(事務局) 都市計画的な手法を使うということで、住宅規制というと工業専用

地域と理解されているところかと思う。工業専用地域にするかたということでは聞いたわけではない。

(委員) 住工共生のモノづくり推進地域についての周知が不足しているのではないかなと思う。

(事務局) 2次調査のヒアリングについては、住宅規制の前段のヒアリングということであったので、説明としてそのような内容でおこなってヒアリングをしている。

(委員) やはりこういったものへの協力については後回しになるのかなというのが現実ではなかろうかと思う。現実には断れないのは、業界の組合や商工会議所から東大阪はこういうことやっているのと伝えてもらって協力してもらおうとかだと、私なら協力しないといけないかなという気持ちが出てくる。

(事務局) 今後のヒアリングの際の参考にさせてもらいたい。

(委員) 社会調査なので、西村委員ご指摘のように手練手管を弄して取り組まないといい結果が出ない。ヒアリングなので、先ほどの工業専用地域などその場で誤解を解くべき。そもそも住工混在問題が起きるとは考えないというのは、明らかにそう思いこんでいるだけなので、誘導するわけではないが、そんなことはないという話もその場でやりようがあったのではないかなと思う。きちっとヒアリングの手法ややり取りの具体がわからないが、忙しいところに割り込んでいかないといけない。偉そうになるが、今後、老練な手口を使って、自治会や防犯委員など社会的なネットワークを駆使して無理やりでも割り込んでいかないといけないと思う。

(会長) 今のような意見があったことをとどめておいてもらいたい。

○審議事項1. 施策等の実施状況について

(事務局) 資料4-1、4-2について説明～

(会長) 4-1の一番下にあるように、条例第20条で市長は、毎年度、住工共生のまちづくりについて、この条例に基づく施策等の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めるものとするという内容があり、これに基づいて意見を募集したということになります。ところが意見は全くなかったということです。議論していただきたいのは、こういうやり方でいいのかということ議論してもらいたい。もうひとつは、同じように条例に審議会に報告するものとするという内容があり、これに基づいて検討したい。条例ができて施策を行うが、行うだけではなく市長が意見を聞くという場が大事だと思う。これが条例の中に書かれているのが大事で、毎年PDCAでサイクルが回っていくのが重要だが、まだ始まったばかりなので、そのやり方を含めて議論していただきたい。一つ目は施策を公表して意見を求めて意見がゼロということと、実施状況について来年度以降どう改善していく必要があるのかということを中心に、それ以外でもご意見をいただきたい。ゼロというのはまずいので、意見をいただくような仕組みはつくっていく必要があると思う。少なくとも関係している団体や組合、自治会といったところについては、必ず意見をもらう、直接持って行って意見をもらうというぐらいのことをしないともらえない。せっかくPDCAのサイクルをつくっているのだから、有効に使っていくことをしていかないといけないのではないかなと思う。

(委員) この場所という限定をしてはいけないのか。紫色のところはいっぱいあるので、今年はこの地区だけとか、もっと言えば、事業者にこないことあるよと補助金を受けた側でアピールしてもらうのが一番いいと思う。実績出すなら広く浅くではなく、この地域だけで、こないこと言ってるよとするのは単純に考えてどうか。

(会長) 行政の立場からは言いにくいので、私から言うと、人によっては産業振興は思い切りえこひいきする必要がある。全員平等主義でばらまくというのは、結果からいくとうまくいかない。最も有効に活用してくれる企業や地域など対象を明確にして重点的に意識的に対応していくのがある部分では必要だという人もいて、私もそれは必要だと思う。私はこの地域の企業を説明会を増やすなど対応していくのはやり方としてはあり得ると思う。意見としてはすごく大事な意見だと思う。

(委員) この会議でも、ここでやっててもまともな話以外はでない。やはり意見がなければだめということではないと思う。意見があるなら毎月のように行ってでも意見を聞くということが必要で、こういう意見をもらわないといけないというのやこういうことをしないとけないという意見だけでは、本当に反映される結果になるかわからない。そういう意見が本当に必要かどうか、意見が小さいことでも本当は大きいことかもしれないし、意見の中身が重要。細かい形の中小企業のまちの中での意見をくみ上げる仕組みを考えるのが一番かなと思う。

(委員) まちづくり意見交換会的なやり方で、ターゲットを絞った住工共生まちづくり意見交換会が開催できないかどうか、高井田まちづくり協議会に出席してモノづくり支援室から説明されるのを聞いたが、住民から意見を聞く機会がなかった。思っていることはいっぱいあって、個人や団体からの意見の質の違いはあるかと思うが、意見を聞く場がないというのはどうかと思う。プレス発表されたときに、反響があったという報告があったが、そうなら何がしか意見が出てきてもいいと思うがそのような矛盾の部分があるので、まちづくり意見交換会の手法を参考にした形で、モノづくり推進地域を対象として、商工会議所や組合や産業界であったり東大阪ブランドなどいろんなモノづくり団体があるので、そのようなところに後援をいただいて、行政と市民が協働の上で意見を出し合うような場を設けてもらうのが一番よいのではないかと思う。生で意見を言い合えるような場をつくってもらいたいと提案させていただきたい。

(委員) 役所ではパブリックコメントを使うが、意見を出してもほとんど改定されるわけでもなくほぼ決まっていて、手続き的に1カ月意見を聞いて、およそそれで変わったことがないと実感がある。世間一般ではあきらめの感がある。もうちょっとかゆいところに手の届く方法を考えないと、私たちも世の中に不満はあるが、届けようがないというか、このまちの事業者もいっぱいお持ちだと思う。抽象的な意見ですが、そのような感じです。

(委員) 資料3-2のヒアリングの結果を拝見すると、高齢で廃業を考えていて興味がないとか、資金繰りでとか、ヒアリングすることによってわかってくるというのがここだろうかえるのかなと思っていたので、この回収率が低いというのはもっと上げないとせつかくの取組みが活かせないということになってしまったくない。特に新町の方の件数をみると、2件と3件の5件しか回答いただけていない。もともと22件で少ないのだが。2件

と3件でこの地域を代表した意見になるのかなと思う。有効回答率が何%以上ならおおむねこの地域の意見だろうという数字があるのかもれないが。

(事務局) 2次調査は都市計画的手法を使う地域の絞り込みという手法で、最終的に絞り込んだ地域は行政がヒアリングを行っていくことを予定している。その段階では回答率が上がるだろうが、まだ絞り込めてないという状況である。

(委員) パブリックコメントは行政がこうしたいというものがあるので、国も最初から落とし所を決めている。資料3-2でもその他というのがたくさんある。その他は何かを書いていたのか、何をもってその他としているのか、その他で○をつけたのかわからないが、中身が分からないので、何をもってそうされているのか。

(事務局) その資料の2ページ目以降で、主なヒアリング結果を記載しており、全てではないがそこに記載しているのがその他というものである。

(会長) 今回の場合では、その他という部分に何か書いてもらうようなものがよかったということ。

(委員) コメント欄を見ているとほとんど後ろ向きなコメントが多い。住工共生でやってくれてうれしいとかあってもよさそうだが、そういうのがないので、このまま進めていっていいのか。会長どうですか。

(会長) このアンケート結果ではかなりやばい。

(事務局) ここには希望しない理由と、希望しないけどこういうのがあれば承認できるというのを抜き出して書いている。希望する事業者の意見を落とし込んでいませんでした。申し訳ございません。

(委員) 4-2の資料2にある、環境対策費は予算500万円で、上限100万円で、上限を使うと5件しか支援できない。対象の企業がいくらあるのかということなので、最終的にどうなれば私らが会議に出てよかったとなるのか、予算も当然必要だが、会社を運営するにはもっとこうしてほしいということが他にもあるはず、人がいないとか技術的な問題があるとか後取りがないとかあるはず。そういうことが実施状況の条例の中に載ってないというか、最後どうなったら正解なのか、5件移転しましたというのがよかったとなるのか。どうもいつも疑問に思えてしまう。周知できないということなのかなと思ってしまう。

(事務局) 補助金のメニューなどはお使いいただいた企業様には課題解決につながっていると考えている。個別の実例はあるが、全体をもってどうかというところは今後も検討しながら進めていきたい。

(会長) 原則的なところを言えば、政策はそれぞれ目的があって、例えば住工共生であれば、工場地を支えていって工場に元気になることをやっていくわけで、それによって事業所数が増えて各企業が儲かってもらうことが結果として数字で出てくるのがある意味理想だが、現実的には今の日本の経済の中で非常に困難であることがはっきりしている中で、何を目的にしていけばいいのかは難しいところである。数字として目的を出しにくいし、出してしまえばそれが独り歩きして実現できなかったから意味がないのかということもまずい。これだけの予算を措置してこれだけの企業が使ってくれましたとやったことだけで評価するというのも一面的であって、両方を見ながら常に問い返していくしかないのかなと今のところは思う。

ある程度やっていくうちに、どのように評価していくべきかという基準や見方をつくっていくのはこれから必要と思う。今は大いに悩まないといけないという時期と考えていただいていいのかなと思う。悩んで出していくことが必要。

(事務局) 追加でご説明させていただきたいのですが、後継者等については、中小企業振興条例の審議会で住工共生審議会以外のものを審議しており、この審議会の内容も報告している。

(会長) いずれにしても、予算額に対して執行状況が少なく、利用しようとする企業が少ないので、施策が有効でないのか情報提供が徹底していないのか、企業が使おうとする元気がないのか、いろいろと考えられるが、ただ1年で判断するのはまずいので、しばらくは様子を見ていく必要があるが、そのような見方は必要である。

(委員) 内容は私にとってはわかりにくいですが、市民としてはモノづくりのまちとして有名なので、企業を大切にしていくというのは必要。住居地域がすぐにわかれば引っ越そうと思っている人が判断になるなど思うので、説明を聞くだけではわからないがいい方法だと思う。

(委員) 予算が約6000万円のうち委託事業が3000万円、半分が委託事業なのに回収率が低い。委託事業の評価したときに、私たちがうんと言えるかというにつらい。3000万円も委託にしているのも不思議だし、その結果も出ていない。これを見てコメント出さなさいと言われてたら、つらい。

(会長) 他にご意見がありますでしょうか。ないようでしたら時間になりましたのでそろそろ終わりたいと思いますが、ご意見をいただきましたところについては今後の施策に活かしてもらいたいと思います。今日の会議をもちまして、本年度の審議会は最終となります。最後に会長の私から一言話させてもらおうと、住工共生のまちづくり条例が制定されて、モノづくりのまちで企業を象徴する条例ができてますます全国的にも東大阪の中でも認識されていき、条例の意味はあると思う。実行面では、できたばかりでありますし、広がりをもったものではないので、今後が課題だろうと思う。最終的な目標としては、東大阪の企業に元気になってもらうということであるが、ここで議論してきたような住工共生のまちづくりというのは重要であるがそれだけで成り立つものでもなく、他のこととも絡んでいる。他のことも含めながら考えていかなければいけない。そう考えると課題もまだまだ多いと思う。次年度以降ひとつずつ確立していければと思うので、よろしく願いしたい。今年度はこれで終わりにしたいと思います。

(事務局) 長時間ありがとうございました。本年度最後なので経済部長より一言ご挨拶させていただきます。

(経済部長) 本年度3回の審議会ありがとうございました。真摯にご意見を受け止めて、身のあるものにしていかなければならないと感じている。また来年度皆さまにご議論をいただきまして、よりよい住工共生のまちづくりをしていきたいと考えている。本年度はどうもありがとうございました。

—以上—